

Title	フランス憲法学の脱政治化?
Sub Title	Le droit constitutionnel français connaît-il une tendance à la dépolitisation ?
Author	Baranger, Denis(Ishikawa, Yuichiro) 石川, 裕一郎
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.24 (2012. 10) ,p.235- 247
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20121029-0235">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20121029-0235</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# フランス憲法学の脱政治化?

ドゥニ・バランジェ  
石川 裕一郎／訳

はじめに——「政治法」という観点からの分析

- I 政治体制という観点からの考察——オルドナンスに関する判例を題材に
- II 統治という観点からの考察——憲法学において権力をいかに扱うか  
執行府の行為に対するコントロール  
統治とは何か？

はじめに、このたび私を日本に招いてくださった長谷川憲・工学院大学教授と山元一・慶應義塾大学教授を始め、日本の友人たちに厚く感謝申し上げます。本日、慶應義塾大学を訪問できたことを大変嬉しく思う。それは、私にとって大きな名誉である。日本語ではなく、私の言葉であるフランス語で皆さんにお話ししなければならないことをお許し願いたい。

私は、フランスの公法学の教授たちのある小さなグループに属しているが、そこでは、その専門領域たる憲法学を従来とは異なった方法で考察することが企図されている。まず、私たちが「政治法 (droit politique)」と呼ぶこの企てについて、少しお話ししようと思う。その次に、この企てが提唱する解釈枠組みに従い、私たちが実定法上の諸問題をどのように考察しようと考えているのか、皆さんにご説明したい。

## はじめに——「政治法」という観点からの分析

法学と政治学の関係というきわめてオーソドックスな問題は、各々の「当事者」、すなわち憲法学と政治学という学問領域が経験したその内面における変容ゆえに、相当の変化を遂げた。いまや憲法学は、規範主義的アプローチと憲法訴訟論に支配されている。他方で政治学は、明らかに経験主義的な方向に進んだ。その帰結が、ある種の新たな役割分担である。フィリップ・レノーが明快に図式化したように、「規範のロジックに関する研究は法学者に、諸勢力のダイナミクスに関する研究は政治学者に、それぞれ属する」<sup>1)</sup>。同じ論者がきわめて説得力のある説明をしているように、アカデミズムにおけるこの種の「ヤルタ協定」が、偶然とはいえないこの役割配分を裏づけているのである。その境界線の各々の側において、その正当化の根拠は、厳密な意味における科学的な知の創出が必要とするものに対する実証主義的な解釈にある。政治的な事象に関する実証主義的な科学は、法に関する実証主義的な科学からの自律性をごく当然のものと認識しているのである。

「政治法」というレッテルは、他のあらゆる手法を用いてはいるが、現下の憲法学の在り様を批判し、新たな理解の展望を描くことをも目指している企てを示すのに有用である。その他のことについては、たとえば『*Jus Politicum* (政治法)』誌 ([www.juspoliticum.com](http://www.juspoliticum.com)) に掲載される論考の多彩さが示すように、政治法というレッテルには、同一のテーマについてもきわめて多様な考え方が含まれているが、そこに含まれているアプローチの豊かさも、逆に同質性のいづれも、過度に強調しようとは思わない。

たしかに、政治法という、自然法を想起させる古びた用語を甦らせることが適切かどうか、疑問が生ずるかもしれない。みたところ、この用語は、現代の多くの法学者、とりわけ憲法学者の考え方および企てとはそりが合わないよう

1) Philippe Raynaud, « le droit et la science politique », *Jus Politicum*, n° 2, 2008, <http://www.juspoliticum.com/Le-droit-et-la-science-politique.html>

である。この境界線の反対側 [=政治学]において、憲法の政治的側面を考慮する考え方は、たしかに少数派である。この語は、多くの政治学研究者にとってなら意味を持つものではなく、この語に含まれる観念を説明しても、そのような学問領域が政治的なものに関する学問の構成にどのように資するのか、おそらく理解されないであろう。

それでもやはり、「政治法」という語は、憲法裁判所の判断に対する単なる評釈を超えて憲法学 (droit constitutionnel) の考察範囲を広げることを目指す、本質的に多様な試みをカバーするには最も不都合が少ないように思われる。というのも、憲法学 (science constitutionnelle) は、政治現象から手を引くことを運命づけられているわけではないからである。

いずれにせよ憲法学に関して、「政治法」という観点から考察する際の前提は、政治は法的な視点そのものから考慮されうるし、また考慮されなければならないということである。

本講演において私は、現代フランス公法学はそのような考慮を十分にはしていないということを提示しようと思う。換言すれば、それは、政治を現実に即して理解することから目を背けているということである。政治とは、多様な側面を内に含む現象である。フランスにおいて「政治」という語は、多くの場合、諸政党間のオープンな見解の応酬と権力を賭けた闘いを意味するものと理解されている。しかし、それは、この語の唯一の意味ではない。私たちの社会において政治は、それよりはるかに大きな位置を占めているのである。憲法学は、他の形態の政治現象に関心を持っている。それは「体制 (régime)」という観点から政治システムを分析する。またそれは、政治権力の行使、すなわち憲法によって付与された権限を統治者が行使する際に彼らがなすことにも関心を持っている。

今日私がお話することは、このような政治現象の諸側面が軽んじられる傾向にあるということである。これは、憲法学の「脱政治化 (dépolitisation)」の一形態といえるかもしれない。しかし、脱政治化そのものが政治的性格を帯びた現象の一つであるということ、決してなおざりにしてはならない。そのこ

とを私は、憲法学における二つの典型的な観念の変容を示す、二つの例によって提示する。

一つは、政治体制（régime politique）という観点からの考察がなくなってきたことであり、その例はオルドナンスに関する判例である（Ⅰ）。

もう一つは、統治（gouvernement）という観点からの考察がなくなってきたことであり、その例は議会制定法の審署と施行についてである（Ⅱ）。

## Ⅰ 政治体制という観点からの考察——オルドナンスに関する判例を題材に

政治とは、いかなる措置を採るべきか、あるいはいかに統治すべきかということに関する党派的な議論だけではない。欧米人は、社会は自らの統治方法を選択するために憲法を備えているというジョン・ロックの思想から強い影響を受けている。この統治形態の選択は、明らかに政治的選択である。各々の政治体制は、権力と政治状況に対する一定の理解の仕方に関わっている。権力、統治者の責任、統治者が被治者を代表する方法に関する、一定の理解の仕方が存在するのである。

それこそが、公法学が存在する理由の一つである。公法学において、なんらかの形で政治的な事象から切り離された、純粋に技術的な側面というものは存在しない。すべては政治的なもの（le politique）と結びついている。政治に対して中立たらんとする時でさえ、政治を解釈し、政治に影響を与え続けているのである。そのことを、オルドナンスに関する例を挙げて説明しようと思う。オルドナンスとは、通常は法律事項に属する措置を政府が採ることを国会が承認するという、1958年憲法典が定める制度である。

この制度は、1958年憲法典38条において、「政府は、その綱領を執行するため、通常は法律事項に属する措置を、一定期間に限りオルドナンスによって採ることの承認を国会に求めることができる（……）」と規定されている。

2006年、コンセイユ＝データ——フランスにおける行政事件の最高裁判所——は、財政裁判所法典を修正する2005年のオルドナンスに対する不服申立てを受

理した。オルドナンスの適法性について、ただ一つの理由に基づいて申立てがなされたのである。それは、そのオルドナンスを「採択した」<sup>2)</sup> 政府（ドゥ＝ヴィルパン氏の政権）にその権限はなかった、というものである。というのも、憲法典38条を適用して国会が与えた承認は、ジャン＝ピエール・ラファラン氏率いる前政権に対して与えられたものだったからである。

ここで焦点となっていたのは、1958年憲法典38条の解釈をめぐる問題である。

その注目すべき論告において、論告担当官（レミ・ケレル（Rémi Keller）氏）は、あらゆる可能性を徹底的に検証した後、その授権は「没个性的＝非政治的（impersonnelle）」性格を有するという考えを支持した。換言すれば、その授権は制度としての政府（gouvernement comme institution）に与えられたのであり、（憲法典にはそう書かれているが）その綱領のために授権を求めた当該政府（gouvernement précis）に与えられたのではない、ということである。

たしかに、この解決方法は、第五共和制の本質を無視するどころか逆に、この政治体制の現実を正当に評価している、と主張できるかもしれない。結局のところ、この政治体制において当該政府と政治的多数派の間の信頼関係は、決め手として考慮されるものではまったくないのである。政府とは、かなりの程度において、大統領の意思（と「綱領」）の執行機関という地位に収まるものではない。それは、自らのものではない政治的意思と自らが主導するわけではない構想を実現するために、国会と協働する。それゆえ、とりわけ（ほぼシステム化されたルールであるかのように<sup>3)</sup>）授権法律が首相または関係閣僚を特定していない以上、授権法律を採決する際の多数派と政府をつなぐ関係の力を重視しないのは、自然ではない。「今日では、論告担当官が現実に即して確認しているように、国会と政府の関係を支配するのは多数派という事実なのである」。

しかし、ここで優先されたように思われるのは、政治体制の（より現実に即した）解釈ではない。むしろ、規範創設システムの実効性を最大限確保しよう

2) 本件では、首相の副署と経済大臣の副署だけを指していた。

3) ケレル氏は、1960年2月4日の授権法律だけが、（政権を特定した）個別の授権を政府に与えたと指摘する。

とする意図である。このような配慮は正当なものである。なぜならば、ここで不服申立てを受けたオルドナンスは、他の多くのそれと同様に、なによりもまず法を単純明快なものとする措置だったからである。このオルドナンスは、ずっと以前から始まっていたフランス法の法典化という計画（programme）の実行を目的とするものであり、ある政党または多数派の綱領（programme）の遂行といった、厳密な意味で「政治的」なものではない。憲法典38条を非政治的な趣旨に沿って解釈することにより、規範定立機構の作動が「円滑になる」のである。実際のところ、優先されるべきは、法典化による法の近代化とそのアクセス性向上という善行であるのに、その進行を阻む理由があろうか？ 行政の適法性訴訟という文脈においてそのような応答がなされたことは、なんら驚くにあたらない。ここで重要なことは、国会、様々な執行機関および裁判所（とくに憲法院と CONSEIL = デタ）はすべて、法秩序の「マネジメント」という弛みないプロセスに関与しているという事実の認識だけなのである。

憲法の政治的解釈ではなく、行政＝管理（administration）という視点からの解釈を強調するのは、実効性の強化を目指すことであり、十分理解できる。しかしながらおそらく、この解決方法は、他の文脈においては問題を生じる可能性がある。大統領と国会の多数派の交代を想定してみよう。ある政治的色彩を帯びた「権力」に与えられた（現代においてはごく普通のことである）長期に及ぶ授権が、他の陣営に属する大統領とその政府の手に移る。政権交代前の政府が国会から委任を受け、ある政治綱領を遂行した。我々の筋書きでは、次の政府はこの委任を利用し、逆の政策を実行するだろう。このようなケースにおいても、やはりシュミット判決〔先述した2006年の CONSEIL = デタ判決〕という判例を参照することになるのであろうか？

たしかに、その場合は憲法院が関与して、授権の細則が遵守されているかどうか、追認法律の審査においては実効的に採択されたオルドナンスによってそれが遵守されているかどうか審査できる、ということを指摘できる。しかし、この審査が行われることも、審査の際に授権の細則が取り上げられることも、なんら保証されてはいない。そのうえ、オルドナンスは〔法律と行政立法の〕<sup>ハイブリッド</sup>異種混合的な

行為であり、その「生涯」の一部（仮に追認されなかった場合は全部）を行政行為という形で過ごす。おそらく残念なことに、適法性を審査する裁判官は上で挙げたような破滅的な筋書きを避ける手段を持ってはいないのである。

他方で、「立憲主義的」な議論を展開することはできたかもしれない。成文憲法のロジックは権力を制限すること、できるだけ厳格に（一般的な憲法学の広い意味において）与えられた授権に留まり、その境界線を正確かつ限定的に確定することにある。しかし、シュミット判決において用いられた解決方法は、反対に、（憲法典38条の正確な意味における）授権の範囲を拡張する。それゆえ、権力制限という立憲主義の重要な価値を犠牲にしても、規範定立における便宜性が優先されているのである。

## II 統治という観点からの考察——憲法学において権力をいかに扱うか

おそらく初期の立憲主義には、一片の無邪気さが存在していた。それは、憲法とは、根源的な政治的害悪、すなわち——モンテスキューが専制政治と呼んだ——絶対化された権力に対する防壁であると考えられていたことである。憲法の予防機能というべきこの観念は、17世紀（ロック）および18世紀（ボリングブルック）のイギリス人においてはきわめて強かった。この観念は、憲法は、統治者の邪な意図を集団にとって良い結果へと変換する心理的メカニズムの作動に依拠するという考え方によって、『フェデラリスト・ペーパーズ (*Federalist Papers*)』においてもそのように位置づけられている。アメリカ大統領が議会制定法に拒否権を行使する、あるいは上院が大統領指名人事を拒否するのは、おそらく、打算や利己主義ゆえである。しかしながら、その結果は道徳的には良いものである。なぜならば、それは問題となっている機関の権力を実質的に制限するからである。それは、政治的抑制という観念の一側面なのである。

憲法メカニズムの道徳的効果に対するこのような信頼は、おそらく「深い傷」を負っている。我々の政治と法に対する考え方が根本的に変化したことにより、もはや我々は憲法に対し、我々を政治的害悪から守ってくれることをほ

とんど期待していないのである。このような信頼は、きわめて高度な一般論のレベルでは今なお生きているかもしれない。しかし、ミクロレベルにおける権力の実践、政府の日常的な働きについても同様であると信じることは難しい。道徳的な期待は、裁判官の仕事と、裁判官と基本権享有者の間で作られる建設的關係へと移ったのである。これはかなり自然なことである。主たる道徳的表象はむしろ、諸権利とそれを保持する諸個人の価値を重視する方向へと向かう。現代における絶対的な政治的害悪は、モンテスキューが言う専制政治ではなく、基本権の軽視である。すでに1789年人権宣言はそこにあらゆる諸悪の根源を見出していたが、人権宣言は法律をそれと闘うための道具とし、権力分立をそれを抑止しうる装置とみなしていたのである。

#### 執行府の行為に対するコントロール

その間にも、政治は政治で進み続ける。その動きが止まることはない。そして、その躍動が止められようとするのは、ほとんどない。それはあたかも、法治国家を完成させようとする意図は、執行府の領域の入口で急停止するかのごとくである。おそらく、我々の政治体制において執行府は政治的に重要な唯一の権力であるということにほぼ完全な同意がみられるのはなぜか、そして、それにもかかわらず、憲法学はもっぱら立法行為に対する憲法裁判所のコントロールという問題に関心を注いできたのはなぜか、疑問が発せられよう。執行府の行為を憲法上把握して裏づけるのは困難であるため、そうしなければならないと考えることさえ拒絶されてきたように思われる。1986年のファヴォールの予想（「共和国大統領は、遅かれ早かれ、憲法裁判官のコントロールに服するようになるであろう。なぜならば、それは法治国家化の進行の必然的な帰結だからである」<sup>4)</sup>）は、実現しなかったのである。法律家たちは、憲法上の職務を担う者たちの行動に関わる問題をほとんど認識していない。というのも、これらの問題には、訴訟における表現形式、あるいは裁判上の裏づけが欠けているからで

---

4) Louis Favoreu, *La Politique saisie par le droit : alternances, cohabitation et Conseil constitutionnel*, Economica, 1988, p.99.

ある。

立法者は「その権限を行使する際、憲法的価値を有する原則および規範を遵守する義務を免れてはいない。というのも、それはすべての国家機関に課されているからである」と述べた憲法院の判決は知られている<sup>5)</sup>。しかし、フランスの憲法裁判官に付与された権限は、執行府よりもずっと、そしてより直接的に、立法者をコントロールする機関として憲法裁判官を位置づけているということは認めざるをえない。1958年時点における憲法院創設のロジックはそのようなものであった。つまり、執行府の行為を抑制することは意識されていなかったのである。解散権のような執行府のいくつかの重要な特権は、たとえばドイツのような国では憲法裁判所のコントロールに服するが、フランスではそうではない。裁判官がこの領域で創造性を発揮することは、決してなかった。つまり、裁判官は自らのコントロールをそこまで拡張しなかったのである。

立法機能についていうと、たしかに、実際に多くの法律を作っているのは執行府であり、したがって、そこには合憲性のコントロールが及んでいると指摘することはできる。しかし、それでもやはり、執行府の行動と行為の多くは、行政裁判所のコントロールに服さない場合にしか違憲とされることはないということに変わりはない。ここには、ある種の間隙が存在する。裁判による憲法保障システムがいかに有用であっても、それはこの問題を解決しなかったし、解決する手段を持っているようにも思われないのである。ここでは訴訟という局面を離れ、現代に適合する憲法の新たな「政治的保障」たりうるものについて考察すべきであろう。

たとえば、2006年、共和国大統領のジャック・シラク氏は、同じ演説の中で、とりわけ「初期雇用契約（CPE）」を創設する法律に審署する準備をしていることと、首相のドゥ＝ヴィルパン氏にこの新しい労働契約の形式に関わる諸規定の修正の準備を指示していることを述べた。換言すれば、その法律は、憲法院によって合憲と宣言されて審署されるが、施行はされないのである。もう一

---

5) 1982年1月16日「国有化法」判決（Décision n° 81-132 DC du 16 janvier 1982, Loi de nationalisation）、判決理由第18。

つ別の例を挙げると、2009年、家族の呼び寄せを希望する者の親子関係の検真を目的とする遺伝子鑑定（いわゆる「DNA鑑定」）を認める法律が可決された。その可決から一年以上経過した後、その執行担当大臣であるエリック・ベッソン氏は、自分はその施行デクレを採択しないと声明した。前者のケースでは、国家元首の決定は「憲法をぞんざいに扱っている」と評価された（ドミニク・ルソー）。後者のケースでは、施行措置の採択拒否の違法性は明白だった。しかし、いずれのケースにおいても、その政治的文脈に遡ってみることは興味深い。執行府は、有権者の直接的または間接的な同意によって、所与の政治綱領（または政治路線）を遂行する。そうすることは、事前の段階では、政治的に正当である。しかし、事後的には、代表制が機能する（あるいはむしろ機能不全を起こす）がゆえ、措置の正当性は大いに問題視されることになる。CPEの創設は大規模なデモを招き、政府の政治基盤を揺るがしたのである。

CPE問題ほどではなかったが、DNA鑑定も、道徳的にも実践的にも強い反発を招いた（大方から見てその措置の施行は不可能だった）。すなわち、結局のところ規範創出機構が故障してしまったわけだが、それは政治的理由によるものだったのである。状況は政治的に「制御不能」になったが、しかし、その結果は（少なくとも）後者のケースでは違法性をともなう違憲であった。法律の審署という権限の行使について、実際のところそれは、大統領の羈束権限に位置づけられる。少なくともそれが多くの法律家の見方である。憲法典21条に首相は「法律の執行を確保する」とあるが、これは、状況に応じて法律の執行の是非を任意に決定する権能とは解釈されない。合理的な期間内に施行措置が採択されないと、国に損害賠償責任が生ずる可能性がある。したがって、今挙げた二つの例は、規範創出機構と政治過程がずれて機能したことを示しているのである。このような現状から、代表制の危機の表徴がしばしば見出される。それは、たしかに正しい。しかし、より大きな視点に立てば、問題となっているのは我々と憲法との関係なのである。

最後に、おそらくより厄介なのは、このような現状は、多くの人にとって不都合なことではないということである。執行府に対して道徳的または政治的批

判がかなり高まることがあるが、その行動が憲法に適合しているかどうかは問われることはない。なぜならば、それを法的に考える手段が欠けているからである。必要とされたのは憲法の定義づけであり、したがって、提起されるのは裁判所によるコントロールの限界の画定である。たとえば、審署された法律の施行を大統領が拒否することの違憲性を問うことは困難であるように思われるがゆえ、多くの法律家はその問題を考慮に入れない。ある法律家は、サンクションが存在しないがゆえにそれは法律上の問題ではない、と言うだろう。他のある法律家は、この問題について、法はそれを扱うことを拒んでいるが、だからといって問題がないわけではなく、より深刻な問題が存在する、と言うだろう。古典的な格言をもじって言えば、法律家は、実定法とその法文化が法律家に応答することを許している問題しか自らに課さない、といえよう。端的に言えば、憲法と憲法学は、政治的な紛争を扱いきれず、(前者のケースについては)それを諸制度、諸規範および諸実践に統合しきれず、(後者のケースについては)それを法的に記述しきれないということである。他にやり方はまったくなかったのだろうか？ ここで、決して存在したことがない黄金時代を参照するおそれはないだろうか？ そのおそれは存在するのである。

しかし、それでもなお、規範主義的傾向を強める前の憲法学は、多様な社会的利害の調和点を法的に見出すための装備をよりよく備えていたということは指摘しなければならない。近代的代表機関たる国会の目的はまさに、法律制定という規範定立過程においてそれらの諸利益を突き合わせ、調和させることであった。「社团的 (corporatif)」代表制は決してそのように機能しなかったが、古典的な議院内閣制は、産業社会の構築に必要とされた諸利益の調和において大きな役割を果たしていた。現代公法学の変化によって国会が被った変容が、この機能を曖昧にしてしまったのである。

## 統治とは何か？

換言すれば、政治状況の法化現象は存在したものの、それは、政治全体からみるときわめて限られた「場」の周辺にしか及ばなかったということである。

しかしながら、この変化は、結果として、統治者の違憲行為に対する寛容さが増すことにつながったのではないかとの疑問が出されうる。フランスにおいて、憲法典68条と「その職務上の義務の明白な不履行」を理由とする共和国大統領の新しい罷免手続を用いることは、この問題に対する解決をもたらすものではない。統治者の違憲行為に対する寛容さが増し、統治者の実践と憲法との乖離が大きくなっているという意味で、一つの文化的傾向が生じている。

状況はいささか逆説的である。なぜならば、政治をコントロールする法の能力に対して疑念が増しつつあるという形で、法化現象はその反対のものを作り出しているという状況にあるからである。とはいえ、先に挙げた諸例においては、より不都合が少ない形で、羈束権限の行使を拒否する国家元首の行動を「救い出す」、あるいは少なくとも再解釈するような読み方が存在していた。というのも、「統治」という観点から考察することが可能であったようだからである。フランス公法学においては長い間、法律の審署について「執行府」は裁量の余地を有することが認められてきたのである。

しかし、私の知る限り、こういった見解がこれらの出来事に関する議論において判で押したように援用されなかったのは、大変驚くべきことである。第三共和制下では援用されていたのに、あたかも援用される見解の「リストから外された」かのようである。ここに、憲法とその法に関する表象の変容の大きさを見ることができる。いまや憲法学は規範的現象「であり」、法治国家が支配的価値「であり」、政治機関の行為の主たる構成原則である。したがって、「統治」という観点から考察することは、もはや受け入れられない。次のようなことはもはやいえないのである。——たしかに、羈束権限の行使を拒否する国家元首の行為には、一見すると違法性が存在する。しかし、より深いところで、統治の必要性ゆえに、——おそらく、いかなる場合においてもというわけではないが、きわめて似通った先例に従ってかなり正確に記述しうるケースにおいては——国家元首がそのように行動することもありうる——。いまやこの種の考察は、実質的に援用されうる見解のストックには入っていないのである。

[訳者補記]

本稿は、2012年2月22日に慶應義塾大学三田キャンパスにおいて開催されたドゥニ・バランジェ（Denis Baranger）パリ第2（パンテオン＝アサス）大学教授の講演会の原稿（“Le droit constitutionnel français connaît-il une tendance à la dépolitisation ?”）の日本語訳である。なお、本稿中 [ ] 内に表記した部分は、訳者が補った箇所である。

ここで、同教授について簡単に紹介しておく。同教授は1968年生まれ、1996年にパリ第2大学にてステファヌ・リアルス（Stéphane Rials）教授の指導の下、博士論文『18世紀中葉から19世紀中葉までのイギリスにおける責任内閣の形成（*La formation d'un Exécutif responsable en Angleterre, du milieu du dix-huitième siècle au milieu du dix-neuvième siècle*）』で学位を取得、1998年には公法学の教授資格を取得された。そして同年からオルレアン大学、2001年からはパリ第2大学で教鞭をとられ、現在にいたっている。その専門領域は憲法学、主たる研究対象はイギリスの統治機構と法思想史を中心とする英米憲法である。

あわせて、本稿でも言及されている、バランジェ教授らを中心としてパリ第2大学のミシェル・ヴィレ研究所（Institut Michel Villey）で進められている「政治法」プロジェクトの簡潔な紹介として、塚本俊之「政治法百科事典」立ち上げに寄せて」（『法律時報』84巻5号、2012年、142-143頁）を挙げておく。

最後に、翻訳に当たっては訳者の非才ゆえに数多くの質問をぶつけたにもかかわらず、バランジェ教授には懇切丁寧に御教示を頂いた。あわせて、山元一・慶應義塾大学大学院法務研究科教授には、本稿の『慶應法学』掲載を強く勧めて頂いた。記して謝意を表したい。